

(2) 災害時要支援者名簿登録者の更新について

災害発生に備え、あらかじめ一人で避難することが困難な方などを対象に災害時要支援者名簿の作成を行い、各自治会へ配布を行っています。

本年は3年に1度の更新の年ですので、名簿登録の意思確認と登録内容の確認を行います。各自治会のご協力をお願いします。

1. 依頼内容

(1) 現在の登録者へ防災カード(裏面：登録申請書)の配布及び回収

(2) 新規登録希望者の調査及び登録申請書の回収

- ・新規登録希望者がある場合は、災害時要支援者登録申請書を配布し、回収する。

(3) 支援員の記入

- ・回収した新規登録希望者の登録申請書に各自治会で支援員を記入し提出 ※登録済みの方の支援員も変更があれば修正して下さい。

支援員とは

災害発生が予測される場合や、災害発生時に登録者の安否確認や避難支援をしていただく方です。支援員をあらかじめ決めておくことで、避難活動等をスムーズに行うことが目的ですので、支援員の方に特段の責任を求めることはありません。あくまでも、自分の身の安全が確保された状態で活動していただく事を前提としています。

(4) 災害時要支援者名簿の管理者変更報告

名簿管理者に変更がある場合は「災害時要支援者に関する役員交代報告書」の提出

2. 提出物 既登録者の防災カード、新規登録申請書、災害時要支援者に関する役員交代報告書
3. 提出期限 令和4年7月29日(金)
4. 提出先 伯耆町役場総務課又は溝口分庁舎 分庁総合窓口課

【問い合わせ先】 総務課 担当：石指
TEL：68-3111
Mail：soumuk@houki-town.jp